

第658回:緩和すれども撤廃はせず

本年5月11日、中国国家统计局は、20年11月1日～12月10日にかけて実施の「第7回人口センサス」を発表した。概要以下のとおり。

基準時点:20年11月1日0時。数値は概数。増減は2010年11月実施の「第6次人口センサス」比。

人口総数	14.1億人 +7200万人(+5.38%)
世帯別人口	世帯数4.9億 世帯人口12.9億人 集団世帯0.28億 世帯人口1.19億人 世帯当たりの人口 3.10人⇒2.62人に減少
地域分布	東部40%、中部26%、西部27%、東北7%
性別人口	男性7.2億人(51.2%)、女性6.9億人(48.8%)
年齢構成	00～14歳 2.5億人(17.95%、+1.35pt) 15～59歳 8.9億人(63.35%、▲6.79pt) 60歳以上 2.6億人(18.70%、+5.44pt) 内65歳以上 1.9億人(13.50%、+4.63pt)
都市/農村人口	都市人口9億人(64%) +2.4億人 農村人口5.1億人(36%) ▲1.6億人
教育水準	大学卒級2.2億人 10万人当たり8.9千人⇒15.4千人に増加、 非識字率 4.08%⇒2.67%に低下
民族構成	漢民族12.9億人(91%)、少数民族1.2億人(9%)

記者会見で20年の出生数は約1200万人、「合計特殊出生率(以下TFR)」は1.3であったと発表された。中国のTFRは、1992年に2.1(=人口が増えもしなければ、減りもしない、プラス・マイナス・ゼロの水準)を下回って以降、2010年に1.6に、そして20年には1.3まで低下している。

これは驚くべきデータと云える。人口減少に悩む日本の直近TFRですら1.34なのに。

解放前の中国の人口は約4億人だったが、平和が訪れた49年の建国以降、人口増が始まった。建国時の人口は5.4億人、それが70年には8億人、80年には10億人を超え、いまは14億人。

改革開放の時代に入り、中国も産児制限を始めたが、人口制御は難しい。実はむかし中国にも人口増に警鐘を鳴らした炯眼の士はいた。中国のマルサスといわれた経済学者の馬寅初(1882-82)だ。

彼は57年、社会主義国でも過度の人口増は生産力発展の妨げとなると主張し、人口抑制を理論化した。彼は啓蒙活動や避妊、晩婚等の処方箋まで用意した。

しかし馬寅初を嫌う毛沢東は、「要は食糧生産が人口増を上回れば万事解決だ。人間にはモノを食う口は一つしかないが、食糧を生産する手は二本ある」との屁理屈で馬教授を遠ざけた。習近平主席がこよなく尊敬する毛沢東だが、彼の経済に対する知的水準はこの程度だったのである。

中国は79年に導入した「一人っ子政策」を15年に撤廃し、「二人っ子政策」を導入したが、出生数は思うように伸びず、経済力低下につながる人口減少が迫っている。危機感を露わにした習近平政権は、5月の

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

政治局会議で、遂に「夫婦一組に3人までの出産を認める」としたが、即効力は期待できそうもない。

そもそも3人の子を出産を認めるくらいなら“出産自由化”に踏み切ればよさそうなものだ。でも、少数民族との調和や宥和に四苦八苦する当局は、少数民族の人口だけが突出して増える事態を危惧しているのである。中央ユーラシアで活動したテュルク系遊牧民族の血を引くウイグル族の多くは、いまでも広大な草原地帯を中心に活動しており、3LDKのマンションや、進学塾などの「都会の悩み」とは縁遠いことから、産児制限を撤廃したら、一気に人口が増加する可能性は高い。

人口の91%を占める漢民族の世界だけに限っていえば、出産自由化に踏み切っても、いまの社会状況では人口が激増する可能性は高くないだろう。

TFRが急激に低下している理由は、各種アンケート調査などで明らかになっており、

- ① 住宅ローン、塾・私立校等の教育費高騰による経済負担、
- ② 子供のケアをする託児所やメイド不足

など、要は「住宅コスト」と「教育コスト」が都市部の家計を直撃し、中国の少子化を助長しているのである。

習近平指導部の長期戦略目標、即ち35年までに社会主義現代化を基本的にも実現し、今世紀半ばまでに「社会主義現代化強国」を実現する【中華民族の偉大な復興】…その足元をすくいかねないのが、少子化問題だ。深刻な事態に対応すべく、5月の政治局会議では、教育コストの引き下げと、税制面と住宅面での支援を強化する方針が示された。

当局はその後、教育問題に関する施策を立て続けに打ち出しており、「義務教育段階の児童の学習負担軽減と、学習塾などでの補習軽減」という、「双减」政策は、いまや国策といってよいだろう。

当局は民営の教育企業に責任を押し付け、規制強化により生徒の学習負担を軽減する考えだ。新規制では、学校のカリキュラムを営利目的で教えることを禁止し、資本調達や上場も認めないとする厳しいものとなっている。これまで「わが世の春」を謳歌してきたITプラットフォーム企業や教育産業に対する中国当局の規制は、資本市場にも影響を及ぼしつつあり、調整には少し時間がかかりそうだ。

そもそも国家が国民の家族計画に容喙するなどあり得ないことだ。人権を尊重する民主主義国であれば、国民の人生の選択を尊重し、その家族計画に対する攻撃的かつ懲罰的な管理を廃止すべきではないか。

よけいな世話だろうが、住宅産業と教育産業に対する二正面作戦は良策とはいえず、社会への悪影響がより大きな前者の方から優先的に規制するのが上策だ。規制ししやすい lesser evil を全力で叩き、手強い方を後回しにするのは孫呉の教えではなからう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021年(令和3年)8月24日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本^の常識は中国^の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。